

○御殿場市馬術・スポーツセンター条例

平成16年3月31日

条例第7号

改正 平成17年9月28日条例第37号

平成22年3月5日条例第4号

平成26年3月6日条例第13号

令和元年9月17日条例第7号

(設置)

第1条 市民の健康の増進とスポーツの振興を図り、あわせて馬術競技の競技力向上に資するため、御殿場市馬術・スポーツセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(全部改正〔平成17年条例37号〕)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
御殿場市馬術・スポーツセンター	御殿場市仁杉1415番地の1

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(一部改正〔平成17年条例37号・22年4号〕)

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の受付及び案内に関する業務
- (2) センターの利用の承認又は承認の取消し若しくは変更に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の設定及び徴収に関する業務
- (4) 利用料金の減額又は免除に関する業務
- (5) 利用料金の還付に関する業務
- (6) 開場時間又は休場日の変更に関する業務
- (7) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務
- (8) センターの設置目的に基づく各種事業の企画及び運営に関する業務
- (9) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務

(全部改正〔平成17年条例37号〕、一部改正〔平成22年条例4号〕)

(開場時間)

第5条 センターの開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(休場日)

第6条 センターの休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開場し、又は休場することができる。

(1) 12月28日から翌年の1月3日まで

(2) 毎週月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときはその翌日

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(利用の承認等)

第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(4) その他利用が不相当と認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の承認をする場合において、センターの管理運営上必要と認めるときは、条件を付することができる。

(追加〔平成17年条例37号〕)

(利用の承認の取消し等)

第8条 指定管理者は、前条の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認を取り消し、若しくは変更し、又は利用を停止することができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が前条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(4) 利用者が承認に付した条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定による利用の承認の取消し、変更又は停止により生じた損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(追加〔平成17年条例37号〕)

(利用料金)

第9条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者が別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、利用者に周知しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、その利用料金を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔平成17年条例37号・22年4号〕)

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長の定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(一部改正〔平成17年条例37号・22年4号〕)

(利用権譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外にセンターを利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、その利用した施設、設備等を、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(追加〔平成17年条例37号〕)

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成17年条例37号・22年4号〕)

(市長による管理)

第15条 第3条の規定による指定管理者の指定を行わないとき、又は御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年御殿場市条例第14号)第14条の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、市長がセンターの管理を行うものとする。

2 前項の場合において、第5条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第6条中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第7条及び第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用料金を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、同条第2項中「利用料金は、指定管理者が別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める」とあるのは「使用料は、別表第1及び別表第2に定める額とする」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者は、市長が定める基準に従い、その利用料金」とあるのは「市長は、別に定める基準に従い、その使用料」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者は、市長の定める」とあるのは「市長は、別に定める」と、第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第1及び別表第2中「利用料金上限額」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(追加〔平成17年条例37号〕、一部改正〔平成22年条例4号〕)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成17年条例37号・22年4号〕)

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正前の御殿場市馬術・スポーツセンター条例の規定により指定を受けた指定管理者は、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平

成 1 7 年御殿場市条例第 1 4 号) の規定により指定を受けた指定管理者とみなす。

附 則 (平成 2 2 年 3 月 5 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に改正前の御殿場市馬術・スポーツセンター条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、改正後の御殿場市馬術・スポーツセンター条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則 (平成 2 6 年 3 月 6 日条例第 1 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の御殿場市馬術・スポーツセンター条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 9 月 1 7 日条例第 7 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(使用料又は利用料金に係る経過措置)

2 この条例による改正後の料金の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は利用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 9 条関係)

(一部改正 [平成 2 6 年条例 1 3 号・令和元年 7 号])

御殿場市馬術・スポーツセンター利用料金上限額 (馬術利用の場合)

(1 日につき)

施設名	区分	専用利用		個人利用
第1競技場 (ダービーコース・走行路を含む。)	全国規模の大会	83,800円	1頭につき1,040円	
	県大会及び学生・生徒の大会	41,900円		
	市民、市内の大会及び合宿訓練	29,330円		

第2競技場	全国規模の大会	41,900円	1頭につき1,040円	
	県大会及び学生・生徒の大会	20,950円		
	市民、市内の大会及び合宿訓練	14,660円		
屋内競技場	全国規模の大会	41,900円	1頭につき1,040円	
	県大会及び学生・生徒の大会	20,950円		
	市民、市内の大会及び合宿訓練	14,660円		
馬房	全国規模の大会	1頭につき 2,090円	市民、学生・生徒	1頭につき 1,040円
	県大会及び学生・生徒の大会	1頭につき 1,040円		
	市民、市内の大会及び合宿訓練	1頭につき 730円	上記以外の者	1頭につき 2,090円
障害飛越競技用記録掲示板	全国規模の大会	31,420円	\	
	県大会及び学生・生徒の大会	15,710円		
	市民、市内の大会及び合宿訓練	11,000円		
馬場馬術用放送設備	全国規模の大会	20,950円	\	
	県大会、学生・生徒	10,470円		
	市民、市内の大会及び合宿訓練	7,330円		
ホースマネージャー棟	1人につき1,040円			

備考

- 1 学生・生徒とは、大学及び短期大学、専修学校の学生、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 2 市民とは、市内に住所を有する者及び市内の事業所等に勤務する者をいう。
- 3 第1・第2競技場及び屋内競技場の専用利用料金には次に掲げる大会運営施設、設備、備品を含む。ただし、設置、後片付けは、利用者が行なうこと。  
施設・設備：管理棟、審判棟、放送設備、審判ボックス

備品：トラクター（ハローほうきつき）、2トントラック、障害飛越競技用障害物、馬場馬術用柵（ラチ）

- 4 馬房利用料金には、敷料を含むものとする。
- 5 馬糞処分費用は、利用者が負担するものとする。
- 6 ホースマネージャー棟の寝具は、利用者が用意するものとする。
- 7 個人利用の場合は、係員の指示する競技場を利用するものとする。

別表第2（第9条関係）

（一部改正〔平成26年条例13号・令和元年7号〕）

御殿場市馬術・スポーツセンター利用料金上限額（馬術利用以外で利用する場合）

施設名	区分		全部利用		一部利用
			午前9時～正午	午後1時～午後5時	
第1競技場	入場料の類を徴収しない場合	一般・学生	6,280円	8,380円	競技場の2分の1面を利用する場合には、利用料金の2分の1の額とする。
		児童・生徒	4,710円	6,280円	
		その他の場合	18,850円	25,140円	
	入場料の類を徴収する場合	一般・学生	18,850円	25,140円	
		児童・生徒	14,140円	18,850円	
		その他の場合	56,570円	75,420円	
第2競技場又は屋内競技場	入場料の類を徴収しない場合	一般・学生	3,140円	4,190円	
		児童・生徒	2,350円	3,140円	
		その他の場合	9,420円	12,570円	
	入場料の類を徴収する場合	一般・学生	9,420円	12,570円	
		児童・生徒	7,070円	9,420円	
		その他の場合	28,280円	37,710円	
附帯施設	会議室等（1室につき）		620円	830円	

備考

- 1 一般・学生とは、一般社会人、大学、短期大学及び専修学校の学生をいう。
- 2 児童・生徒とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 3 その他の場合とは、興行等で利用する場合をいう。
- 4 午前、午後を引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定めた利用料金の合計額とする。
- 5 利用時間を越えたときの利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき時間区分の1時間相当額を加算する。

- 6 特別な電気設備等を使用するときの費用は、利用者が負担するものとする。
- 7 準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含まれるものとする。
- 8 入場料の類とは、入場する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。
- 9 利用料金の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。